

別紙

松くい虫被害木調査委託特記仕様書

(調査開始時期について)

- ・松くい虫被害木調査の開始時期は、監督職員と協議のうえ決定することとする。
- ・調査開始箇所については、なるべく海岸林から調査をはじめて、順次内陸部へ調査を進めること。（新林地区は 1137～1142 を調査してから 1127～1131）
（松境地区は 1132～1137 を調査してから 1122～1126）

(境界について)

- ・官民界や小班界等に誤りが生じないように、十分踏査を行ったうえで調査すること。なお、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

(調査木の表示)

- ・調査は毎木調査とし、胸高部に「NO テープ」および「白色のテープ」により調査木であることを明示する。

(成果品の提出について)

- ・松くい虫被害木調査委託の収穫調査復命書作成は不要とし、成果品は立木調査野帳のみとする。立木調査野帳は林小班毎に整理し提出するものとする。
なお、林小班毎に整理すると量が多くなる場合は、ある程度小班で区切り適度に提出するものとする。
- ・立木調査野帳は、整理でき次第随時提出すること。
- ・最終の立木調査野帳提出期限は令和 7 年 11 月 21 日（金）とする